

議案第7号

新居浜市市民文化センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市民文化センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市民文化センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市市民文化センター設置及び管理条例(昭和49年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)」を「額」に改める。

別表第1中

「

円	円	円	円	円	円
9,000	15,000	21,000	24,000	36,000	45,000
10,000	18,000	24,000	28,000	42,000	52,000
4,000	7,000	10,000	11,000	17,000	21,000
5,000	9,000	12,000	14,000	21,000	26,000

」を

「

円 9,900	円 16,500	円 23,100	円 26,400	円 39,600	円 49,500
11,000	19,800	26,400	30,800	46,200	57,200
4,400	7,700	11,000	12,100	18,700	23,100
5,500	9,900	13,200	15,400	23,100	28,600

」に改

め、同表備考第6項中

「

円 2,500	円 1,000	円 1,500
1,000	500	700

」を

「

円 2,750	円 1,100	円 1,650
1,100	550	770

」に、「100円」を「110円」

に改める。

別表第2中

「

円 2,000	
500	5枚1組
2,000	
500	
500	
400	
500	
100	
300	
700	
700	
700	

「

円 2,200	
550	5枚1組
2,200	
550	
550	
440	
550	
110	
330	
770	
770	
770	

500	4台1組
500	
100	
200	
300	
500	
100	
200	
1,000	
400	
400	
400	
500	
300	
800	
500	
100	
200	
300	椅子、花台付
100	
500	
500	
1,000	
100	
6,000	調律料含まず。
1,500	調律料含まず。
2,000	1巻増すごとに 200円
1,000	
500	
1,000	
300	
1,500	
500	
200	
300	
300	テープを除く。
200	
300	

550	4台1組
550	
110	
220	
330	
550	
110	
220	
1,100	
440	
440	
440	
550	
330	
880	
550	
110	
220	
330	椅子、花台付
110	
550	
550	
1,100	
110	
6,600	調律料含まず。
1,650	調律料含まず。
2,200	1巻増すごとに 220円
1,100	
550	
1,100	
330	
1,650	
550	
220	
330	
330	テープを除く。
220	
330	

」を

」に

改める。

別表第3中

「

円 1,000	円 1,400	円 2,100	円 2,300	円 3,000	円 3,500
800	1,200	1,800	2,000	2,600	3,000
1,000	1,400	2,100	2,300	3,000	3,500
500	800	1,200	1,300	1,700	2,000
1,500	2,200	3,300	3,700	4,800	5,500
700	1,000	1,500	1,700	2,200	2,500
400	600	900	1,000	1,300	1,500
400	600	900	1,000	1,300	1,500

」を

「

円 1,100	円 1,540	円 2,310	円 2,530	円 3,300	円 3,850
880	1,320	1,980	2,200	2,860	3,300
1,100	1,540	2,310	2,530	3,300	3,850
550	880	1,320	1,430	1,870	2,200
1,650	2,420	3,630	4,070	5,280	6,050
770	1,100	1,650	1,870	2,420	2,750
440	660	990	1,100	1,430	1,650
440	660	990	1,100	1,430	1,650

」に改

める。

(新居浜市文化振興会館設置及び管理条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市文化振興会館設置及び管理条例(平成5年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)」を「額」に改める。

別表の(1)会議室等使用料金の表中

「

円 400	円 500	円 700	円 1,000	円 1,200	円 1,700
----------	----------	----------	------------	------------	------------

700	1,000	1,300	1,800	2,300	3,100
700	1,000	1,300	1,800	2,300	3,100
300	400	600	800	1,000	1,400
1,300	1,900	2,500	3,400	4,400	5,900
400	500	700	1,000	1,200	1,700
300	400	600	800	1,000	1,400

」を

「

円 440	円 550	円 770	円 1,100	円 1,320	円 1,870
770	1,100	1,430	1,980	2,530	3,410
770	1,100	1,430	1,980	2,530	3,410
330	440	660	880	1,100	1,540
1,430	2,090	2,750	3,740	4,840	6,490
440	550	770	1,100	1,320	1,870
330	440	660	880	1,100	1,540

」に改め、

同表の(2)合宿研修使用料金の表中「1,000円」を「1,100円」に、「500円」を「550円」に、「100円」を「110円」に、「300円」を「330円」に改める。

(新居浜市営サッカー場設置及び管理条例の一部改正)

**第3条** 新居浜市営サッカー場設置及び管理条例(平成11年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条中「額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)」を「額」に改める。

別表中

「

144,000	48,000	24,000
48,000	16,000	8,000
24,000	8,000	4,000
6,000	2,000	1,000

」を

「

158,400	52,800	26,400
---------	--------	--------

52,800	17,600	8,800
26,400	8,800	4,400
6,600	2,200	1,100

」に改める。

(新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部改正)

**第4条** 新居浜市営野球場設置及び管理条例(昭和28年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条中「額に100分の110を乗じて得た額」を「額」に改め、同条ただし書を削る。

別表第1中

「

円	円	円	拡声装置
60,000	15,000	7,500	全日 1,900円
11,000	5,000	2,500	午前 1,000円
5,000	2,000	1,000	午後 1,300円
6,000	3,000	1,500	スコアボード
7,500	2,000	1,000	1試合 400円
3,000	1,000	500	電源
4,500	1,500	800	1回 200円
—	500	250	

」を

「

円	円	円	拡声装置
66,000	16,500	8,250	全日 2,090円
12,100	5,500	2,750	午前 1,100円
5,500	2,200	1,100	午後 1,430円
6,600	3,300	1,650	スコアボード
8,250	2,200	1,100	1試合 440円
3,300	1,100	550	電源
4,950	1,650	880	1回 220円
—	550	270	

」に改める。

別表第2中「2,000円」を「2,200円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

(新居浜市体育館設置及び管理条例の一部改正)

**第5条** 新居浜市体育館設置及び管理条例(昭和52年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「額に100分の110を乗じて得た額」を「額」に改め、同項ただし書を削る。

別表の1 市民体育館使用料の表中

「

円 1,000	円 1,500	円 2,000	円 4,000
500	700	1,000	2,000
2,000	3,000	4,000	8,000
1,000	1,500	2,000	4,000
3,000	4,500	6,000	12,000
1,500	2,200	3,000	6,000
6,000	9,000	12,000	24,000
3,000	4,500	6,000	12,000
20,000	30,000	40,000	80,000
10,000	15,000	20,000	40,000
40,000	60,000	80,000	160,000
20,000	30,000	40,000	80,000
20,000	30,000	40,000	80,000
10,000	15,000	20,000	40,000
40,000	60,000	80,000	160,000
20,000	30,000	40,000	80,000

」を

「

円 1,100	円 1,650	円 2,200	円 4,400
550	770	1,100	2,200
2,200	3,300	4,400	8,800
1,100	1,650	2,200	4,400
3,300	4,950	6,600	13,200
1,650	2,420	3,300	6,600
6,600	9,900	13,200	26,400

3,300	4,950	6,600	13,200
22,000	33,000	44,000	88,000
11,000	16,500	22,000	44,000
44,000	66,000	88,000	176,000
22,000	33,000	44,000	88,000
22,000	33,000	44,000	88,000
11,000	16,500	22,000	44,000
44,000	66,000	88,000	176,000
22,000	33,000	44,000	88,000

」に、

「

円 100	円 100	円 100	
50	50	50	
11枚綴 1,000円			
11枚綴 500円			
円 100	円 100	円 100	
50	50	50	
1か月 1,000円			

」を

「

円 110	円 110	円 110	
50	50	50	
11枚綴 1,100円			
11枚綴 550円			
円 110	円 110	円 110	
50	50	50	
1か月 1,100円			

」に改め、同表の2 山根総合体育館使用料

の表中

「

円 800	円 1,200	円 1,500	円 3,000
400	600	800	1,500
1,500	2,500	3,000	6,000

800	1,200	1,500	3,000
2,500	3,500	5,000	10,000
1,200	1,500	2,500	5,000
5,000	7,000	10,000	20,000
2,500	3,500	5,000	10,000
15,000	25,000	30,000	60,000
8,000	12,000	15,000	30,000
30,000	50,000	60,000	130,000
15,000	25,000	30,000	60,000
15,000	25,000	30,000	60,000
8,000	12,000	15,000	30,000
30,000	50,000	60,000	130,000
15,000	25,000	30,000	60,000

」を

「

円 880	円 1,320	円 1,650	円 3,300
440	660	880	1,650
1,650	2,750	3,300	6,600
880	1,320	1,650	3,300
2,750	3,850	5,500	11,000
1,320	1,650	2,750	5,500
5,500	7,700	11,000	22,000
2,750	3,850	5,500	11,000
16,500	27,500	33,000	66,000
8,800	13,200	16,500	33,000
33,000	55,000	66,000	143,000
16,500	27,500	33,000	66,000
16,500	27,500	33,000	66,000
8,800	13,200	16,500	33,000
33,000	55,000	66,000	143,000
16,500	27,500	33,000	66,000

」に、

「

円 100	円 100	円 100	
50	50	50	
11枚綴 1,000円			
11枚綴 500円			

円	円	円	
100	100	100	
50	50	50	
1か月 1,000円			

」を

「

円	円	円	
110	110	110	
50	50	50	
11枚綴 1,100円			
11枚綴 550円			
円	円	円	
110	110	110	
50	50	50	
1か月 1,100円			

」に改め、同表の3 多喜浜体育館使用料の

表中

「

円	円	円	円
500	500	700	1,700
全面使用料の2分の1に相当する額			
円	円	円	
100	100	100	
50	50	50	
11枚綴 1,000円			
11枚綴 500円			

」を

「

円	円	円	円
550	550	770	1,870
全面使用料の2分の1に相当する額			
円	円	円	
110	110	110	
50	50	50	
11枚綴 1,100円			
11枚綴 550円			

」に改め、同表の4 器具使用料の表中

「

「

円	円
100	200
100	200
100	200
100	200
100	200
100	200
100	200
500	1,000
1,000	2,000
50	100

円	円
110	220
110	220
110	220
110	220
110	220
110	220
110	220
550	1,100
1,100	2,200
50	110

」を 」に改める。

(新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例の一部改正)

**第6条** 新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例(平成2年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条中「額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)」を「額」に改める。

別表中

「

円	円	円	円
400	500	600	1,500
200	300	400	900
1,000	1,500	2,000	4,500
600	800	1,000	2,400
100	100	100	300
1,000	1,000	1,000	3,000
2,000	3,000	4,000	9,000
400	500	600	1,500
1,000	1,500	2,000	4,500
400	500	800	1,700
400	500	800	1,700

」を

「

円	円	円	円
440	550	660	1,650

2 2 0	3 3 0	4 4 0	9 9 0
1, 1 0 0	1, 6 5 0	2, 2 0 0	4, 9 5 0
6 6 0	8 8 0	1, 1 0 0	2, 6 4 0
1 1 0	1 1 0	1 1 0	3 3 0
1, 1 0 0	1, 1 0 0	1, 1 0 0	3, 3 0 0
2, 2 0 0	3, 3 0 0	4, 4 0 0	9, 9 0 0
4 4 0	5 5 0	6 6 0	1, 6 5 0
1, 1 0 0	1, 6 5 0	2, 2 0 0	4, 9 5 0
4 4 0	5 5 0	8 8 0	1, 8 7 0
4 4 0	5 5 0	8 8 0	1, 8 7 0

」に改め、同表備考中「額（10円

未満は切り捨て）」を「額」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の新居浜市市民文化センター設置及び管理条例第7条第1項及び別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（新居浜市文化振興会館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の新居浜市文化振興会館設置及び管理条例第5条及び別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（新居浜市宮野球場設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第4条の規定による改正後の新居浜市宮野球場設置及び管理条例第6条、別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（新居浜市体育館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

5 第5条の規定による改正後の新居浜市体育館設置及び管理条例第6条第1項及び別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の

許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第6条の規定による改正後の新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例第7条及び別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

消費税の適格請求書等保存方式が導入されることに伴い、公共施設予約システムを利用する施設について、使用料の表記の見直しを行うため、本案を提出する。